

# 嘉麻市こども計画について

資料 0 2

## 基本理念

すべてのこどもが夢を持ち、  
生涯しあわせに暮らせるまち 嘉麻

## 計画の構成

- 第1章 計画の概要  
第2章 こどもと子育て家庭を取り巻く現状  
第3章 計画の基本的な考え方  
第4章 基本理念 2 基本目標 3 施策体系  
1 基本目標ごとの施策の展開
- 1 こども・若者の権利が保障されたまちづくり  
(1) こども・若者の権利の啓発  
(2) こどもの意見表明ができる取組  
(3) 児童虐待やいじめをなくすための取組
- 2 こどもが健やかに育ち力よく自立できるまちづくり  
(1) こどもの成長・発達段階に応じた切れ目のない健康支援  
(2) こどもが楽しく学び、社会性を養い、生きる力を育むための教育支援  
(3) 貧困の状況にあるこども等への支援  
(4) 障がいのあるこども等への支援  
(5) 不登校やひきこもりのこども・若者への支援  
(6) 若者への就労支援（若者への自立支援）
- 3 安心してこどもを産み育てられるまちづくり  
(1) 妊娠・出産への支援  
(2) 子育てに関する情報提供・相談支援  
(3) 多様な保育事業の充実  
(4) ひとり親家庭への支援
- 4 地域全体でこどもと子育て家庭を支えることができるまちづくり  
(1) ワーク・ライフ・バランスの推進  
(2) 地域での子育てを支える仕組みづくり  
(3) こどもやこども連れにやさしい生活環境の整備  
(4) こどもの居場所づくり
- 第5章 第三期 子ども・子育て支援事業計画  
1 教育・保育提供区域の設定  
2 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保  
3 教育・保育の一体的提供等の推進と円滑な利用の確保  
4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保  
5 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保
- 第6章 計画を実現するために  
1 意識改革 2 計画の推進体制 3 計画の進捗管理
- 資料編

## 第4章

### 各主要施策について

- 現状と課題
- 今後の取組
- 主な事業
- 評価指標と目標値を明記

#### 1 こども・若者の権利が保障されたまちづくり

##### (1) こども・若者の権利の啓発

###### 現状と課題

我が国が「こどもの権利条約」を批准し、こどもの最善の利益を守り、健やかな発達とこども独自の権利を保障することが含まれてから30年が経過しました。こども基本法においても、「日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担うすべてのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の保障が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現」を目指すことを目的と定めています。

近年、児童虐待やいじめの増加を背景に、「こどもの人権」という言葉を耳にする機会は増えましたが、未だその正しい理解が十分に浸透したとは言えない状況にあります。こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」を実現するためには、こどもの人権に関する理解促進や人権教育・人権啓発活動を推進し、こども・若者が権利の主体であることを社会全体で共有することが必要です。

###### 今後の取組

##### 1 こどもの権利条約等の普及啓発

こどもの健全な成長を保障するためには、こどもを権利の主体者としてとらえることが重要であり、こどもの権利条約やこども基本法の趣旨や内容について理解を深めるための情報提供や普及啓発に努め、こども・若者が権利の主体であることの周知を図ります。

##### 2 人権教育・啓発の充実

こどもの発達段階に応じ、人権の意義・内容について理解を深めるとともに、人権感覚を育成し、「自分の大切さとともに他人の大切さを感じる」ことが実感できるように努めます。

また、こども・若者や子育て当事者、教育・保育に携わる人をはじめとする大人を対象に、人権啓発活動を推進します。

## 第5章

- 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保
- 教育・保育の一体的提供等の推進と円滑な利用の確保
- 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保などについて明記

#### ●主な事業

| 事業名         | 担当課名                  | 子ども・子育て支援事業 | 備考 |
|-------------|-----------------------|-------------|----|
| 啓発・広報事業     | 子育て支援課<br>人権・同和教育推進課  |             |    |
| 人権・同和教育推進事業 | 学校教育課・生涯学習課           |             |    |
| 男女共同参画教育の推進 | こども育成課<br>学校教育課・生涯学習課 |             |    |

#### ●評価指標と目標値

| 事業名         | 評価指標                                                        | 基準値<br>(令和5年度)                | 目標値<br>(令和11年度)               |
|-------------|-------------------------------------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|
| 啓発・広報事業     | 「こどもの人権」について、各関係体も活用し、啓発・広報を行う                              | 広報等掲載<br>0回/年<br>当該啓発<br>0回/年 | 広報等掲載<br>1回/年<br>当該啓発<br>1回/年 |
| 人権・同和教育推進事業 | 各学校において男女共同参画教育計画「嘉麻市男女共同参画推進計画」(平ぼうしとして行動しよう)を活用した授業の作成・実施 | 改善・実施                         | 改善・実施                         |
| 男女共同参画教育の推進 | 各学校において男女共同参画教育計画「嘉麻市男女共同参画推進計画」(平ぼうしとして行動しよう)を活用した授業の実施    | 実施                            | 継続実施                          |
|             | 男女共同参画についての啓発活動の実施                                          | 5回                            | 7回                            |

#### 4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保

地域子ども・子育て支援事業に該当する事業の利用状況やアンケート調査の結果等により把握した利用希望などを踏まえた上で、計画期間内の「量の見込み」及び「提供体制の確保の内容及び実施時期(確保方策)」を設定します。

##### (1) 延長保育事業

保育が必要な児童に対し、保育所等において通常の保育時間前後などに保育を行う事業です。

##### 【現状】

市内の保育所(園)1施設で延長保育を実施しています。令和5年度の実績は72人でした。

| 「量の見込み」と「確保方策」<br>(単位:人) |       |    |       |    |        |
|--------------------------|-------|----|-------|----|--------|
| ①量の見込み                   | 令和7年度 |    | 令和8年度 |    | 令和11年度 |
|                          | 1号    | 2号 | 1号    | 2号 |        |
| ①量の見込み                   | 72    | 72 | 72    | 72 | 72     |
| ②確保方策                    | 72    | 72 | 72    | 72 | 72     |
| 施設数(か所)                  | 1     | 1  | 1     | 1  | 1      |
| ②-①                      | 0     | 0  | 0     | 0  | 0      |

##### 【量の見込み】

アンケート調査結果と近年の実績を踏まえ、毎年度72人の利用を見込みました。

##### 【確保方策】

現在の体制で対応できる見込みです。